

平成25年1月25日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況等について

東日本大震災に伴う保険診療の取扱い（以下、「特例措置」という。）については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の被災に伴う保険診療の取扱いの期間等について」（平成24年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「事務連絡」という。）により、原則として平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成25年3月31日まで利用することができることとされているが、平成25年4月1日以降の対応を検討するためにも、詳細な利用状況等を把握する必要があり、特例措置を利用している医療機関等に対して利用状況の報告を求めるとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下関係団体への周知徹底をよろしくお願いしたい。

記



- 1 平成24年10月1日以降に特例措置を利用した保険医療機関は、平成25年2月8日（金）までに利用した措置に応じて、別紙1～12、様式1～5を提出すること。なお、利用している措置に対応する、提出が必要な別紙等については、参考1、2に記載しているので、それに沿って対応すること。
- 2 地方厚生（支）局は、保険医療機関からの報告内容を確認すること。また、報告内容をまとめ、平成25年2月15日（金）までに下記担当者宛に報告すること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746